

平成27年10月～

マイナンバー（個人番号）

が通知されます

◀ 確実にお届けするために

- できるだけ、表札を出してください
- 日中、不在の方は、郵便局から不在票が届いてないか確認してください

平成27年10月～

- 住民票の住所に通知カードが「簡易書留」「転送不要」で順次届きます
- 個人番号カード交付を希望される方は、同封されている申請書を使い、申請をしてください

平成28年1月～

- 交付申請に基づき個人番号カードの交付開始
- 社会保障・税の分野でマイナンバーが必要になります

